

Cosmic Village ロケット打上応援村
設置条例

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組織は、「Cosmic Village ロケット打上応援村（以下「村」という。）」という。

(村の所在地)

第2条 この村の所在地は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之上3370番地3とする。

(目 的)

第3条 この村は、種子島宇宙センターで、ロケットが打ち上げられる際などに、宿泊交流のできるロケット打ち上げ応援の拠点として、村民の交流と青少年のほんもの体験の場とすることにより、交流人口を増やし、地域の活性化に資することを目的とする。

(組 織)

第4条 この村は、日本宇宙少年団南種子町宇宙科学分団が主宰し、理事会で承認された村民をもって組織する。

(事 業)

第5条 この村は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) ロケット打上体験及び青少年健全育成のための宿泊事業
 - (2) ロケット打上体験及び青少年健全育成のための交流・イベント事業
 - (3) 宇宙少年団活動と連携した体験活動事業
 - (4) その他、地域の活性化と青少年健全育成のために必要な事業
- 2 前項の事業から生じた益金は、この村の運営のために充てなければならない。

第2章 村 民

(転入届)

第6条 村民となるためには、転入届を村長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正当な理由がない限り転入を認めなければならない。

2 転入届の様式は、任意とし、名前、ふりがな、生年月日、郵便番号、住所、連絡先を記載しなければならない。

(村民税)

第7条 村民は、村民税を納めなければならない。村民税は、転入届時のみとし、税額については、別に定める。

(権 利)

第7条の2 村民は、次の権利を有する。

- (1) 総会に出席し、議決に加わる権利。
- (2) 村の施設を利用し、村主催の各種イベントに参加する権利。
- (3) その他理事会及び総会において決定された権利。

(転出届)

第8条 村民は、転出届を村長に提出した場合に、村民の権利を失う。

2 村民が、次の各号のいずれかに該当する場合は、転出したものとみなす。

- (1) 村民が死亡したとき。
- (2) 村民税を納税しないとき。

(除 名)

第9条 村民が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事の3分の2以上の議決により、除名することができる。ただし、その村民に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) この村の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(村民税の不返還)

第10条 村民が納めた村民税その他の負担金は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類別)

第11条 この村に、次の役員を置く。

- (1) 村長 1人
- (2) 助役 1人
- (3) 収入役 1人
- (4) 理事 若干名
- (5) 監査役 2人

2 前項の役員は、主宰団体の中から理事会において選出し、総会において報告しなければならない。

3 監査役は、この村の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第12条 村長は、この村を代表し、その業務を統括する。

2 助役は、村長を補佐し、村長に事故あるとき、又は村長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 収入役は、この村の歳費を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、この条例の規定及び理事会の議決に基づき、この村の業務を執行する。

5 監査役は、理事の業務執行の状況、この村の財産の状況を監査し、理事会及び総会において報告する。

(任 期)

第13条 役員任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠及び増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されないときは、その任期を、任期の末日後、最初の理事会が終結するまで延長する。

(補欠補充)

第14条 理事又は監査役のうち、3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第16条 役員は、理事会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 総会

(総会)

第17条 この村の総会は、村民総会（以下「総会」という。）という。

(構成)

第18条 総会は、村民をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この条例に定めるほか、理事会が必要と認める事項について議決する。

(招集)

第20条 総会は、必要に応じ村長が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した村民の中から選出する。

(議決)

第22条 総会における議決事項は、この条例で定めるもののほか、出席村民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由により総会に出席できない村民は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の村民を代理人をして表決を委任することができる。

- 2 前項の場合は、その村民は総会に出席したとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事録については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存し公表しなければならない。

- (1) 日時及び場所
(2) 村民の現在数及び出席者数（書面表決者及び代決委任者については、その旨明記すること。）
(3) 審議した事項及び議決事項
(4) 議事の経過概要及びその結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議に於いて出席した村民の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5条 理事会

(構成)

第25条 理事会は、第11条第1項に規定する監査役を除く役員をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第27条 理事会は、遅疑の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 村長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、村長が招集する。

- 2 村長は、前条第1項第2号の規定による請求があった時は、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、村長が当たる。

(議決等)

第30条 理事会の議決事項は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存し公表しな

ればならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 監査役を除く役員の数及び出席者数（書面表決者については、その旨明記すること。）
 - (3) 審議した事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議に於いて出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第32条 この村の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 村民税、負担金及び補助金、助成金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 資産は、村長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、村長が別に定める。

(事業計画、事業報告及び予算、決算)

第34条 この村の事業計画、事業報告、予算及び決算は、村長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(長期借入金)

第35条 この村が資金を借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第36条 この村の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 役場

(設置)

第37条 この村の事務を処理するため、役場を置くことができる。

2 役場には、理事会の議決を経て、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 役場の職員は、村長が任免する。

(書類及び帳簿の保管)

第38条 役場には、次に掲げる書類を常に備えなければならない。

- (1) 村民名簿及び村民の異動に関する書類（永久保存）
- (2) 歳入、歳出に関する帳簿及び証拠書類（5年保存）

第8章 条例の変更及び解散

(条例の変更)

第39条 この条例を変更する場合には、理事会において4分の3以上の議決を得なければならない。

(解散)

第40条 この村は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 村民の欠亡

第9章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、村長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、この村の成立の日から施行する。
- 2 条例第7条に定める村民税は、3,000円以上とする。